

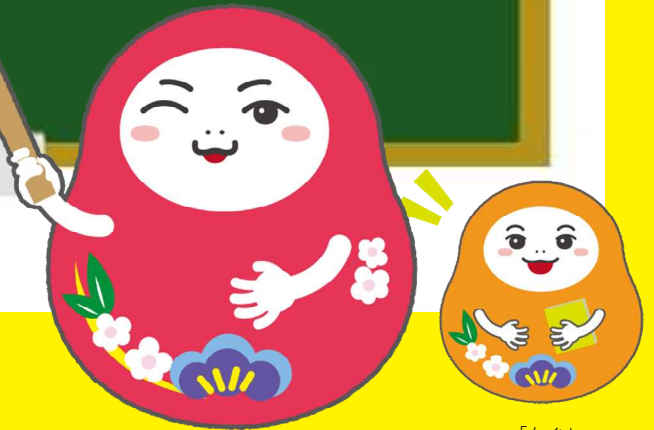
知ってて役立つ相続のはなし

無料

法務局

# 出前講座

職場や町内会の勉強会・研修会などに、  
お気軽にご活用ください。



「つぐ」

金沢地方法務局

相続登記促進イメージキャラクター

「つぐとなく」

「なく」

自分が書いた遺言書を預かってほしい！

相続登記が義務化？それっていつから？

出生から死亡までの戸籍が紙1枚になる！

相続人ってだれ？相続の順番ってなに？

これらの疑問にお答え  
いたします

## ◆申込方法

裏面申込書の必要事項を記入の上、下記問合せ先まで郵送、FAX、メールでお申し込みください。また、ご不明な点やご要望などさらに詳しい内容についてもご遠慮なくお問い合わせください。

## 申込先、問合せ先

〒921-8505

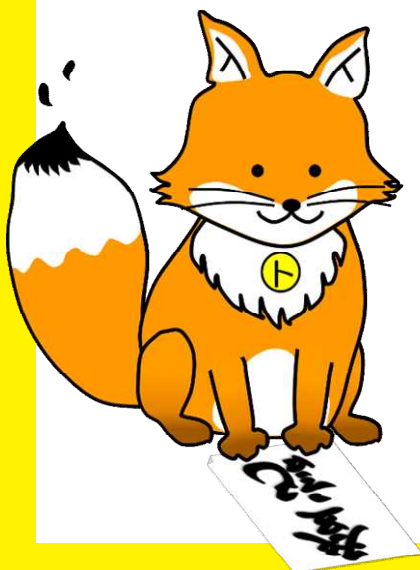
金沢市新神田四丁目3番10号

金沢地方法務局 総務課 出前講座担当 宛

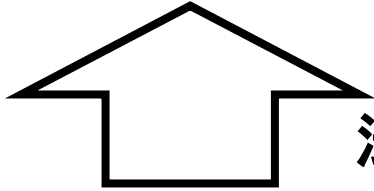
電話：(076) 292-7810 (代表)

FAX：(076) 292-7537

メール：soumu\_kanazawa\_moj\_bal@i.moj.go.jp



不動産登記推進イメージキャラクター  
「トウキツネ」



FAX:(076)292-7537  
金沢地方法務局総務課 宛

# 法務局「出前講座」利用申込書

(ふりがな) 団体名	( )
(ふりがな) 団体担当者名	( )
担当者連絡先	電話 ( ) — FAX ( ) —
参加予定者数	名
開催希望日時	第1希望 令和 年 月 日 午前・午後 時 分 開始 第2希望 令和 年 月 日 午前・午後 時 分 開始 第3希望 令和 年 月 日 午前・午後 時 分 開始 (講義時間は、約60分)
会場	(所在地) (会場名)
その他連絡事項	

※石川県内にある各種団体、グループ（市民団体、町内会など）を対象とします。

下のリストの中から開催を希望する講座を1つ選び、左欄の講座番号に○をつけてください。

講座番号	テーマ	概要
1	自筆証書遺言の 保管制度	遺言書を自分で作成する際の注意点について説明を行い、併せて、法務局で行っている自筆証書遺言を保管する制度についてご案内します。
2	民法等改正 (相続法、相続登記 の義務化等)	2019年1月13日から段階的に施行されている民法等の改正（相続法）や相続登記の義務化などについて分かりやすく解説します。
3	法定相続情報証明 制度	法務局で交付する法定相続情報証明一覧図についてご案内します。併せて、相続登記を申請する際に、最低限必要となる書類についてご説明いたします。
4	相続人と相続分	亡くなった方の相続人は誰なのか、また相続分はどれだけのなのか、家族構成ごとに様々なケースを示してご説明します。

※上記リスト以外のテーマをご希望の際は、別途ご相談ください。